

令和 7 年第 2 回定例会議案説明資料

- 1 議案第 7 2 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に
ついて P 2

【議案第 72 号】

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案書 P 11～12

1 趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことから、投票管理者等の報酬について、国の基準額と同額に引き上げるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正する。

2 主な内容

投票管理者等の報酬（日額）について、国基準額と同額に引き上げる。

区分	改正前	改正後	改定額
投票所の投票管理者 (※1)	12,800円	14,500円	1,700円
期日前投票所の投票管理者 (※1)	11,300円	12,800円	1,500円
開票管理者(※2)	10,800円	12,200円	1,400円
選挙長(※2)	10,800円	12,200円	1,400円
投票所の投票立会人(※1)	10,900円	12,400円	1,500円
期日前投票所の投票立会人 (※1)	9,600円	10,900円	1,300円
開票立会人(※2)	8,900円	10,100円	1,200円
選挙立会人(※2)	8,900円	10,100円	1,200円

※1 従事中に交替する場合には、従事時間に応じた額を支給する。

※2 従事が翌日まで引き続いた場合でも、1日とみなして報酬を支給する。

3 施行期日

公布の日